

県内発生早期

- 県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接
触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、
感染対策を行う。
- 2) 感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得
るため、住民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、住民生活及び住民経済の安定の確保のための準備等、
感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速や
かに実施する。

1 実施体制

1-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 市は速やかに市対策本部を設置する⁴¹。

2 情報提供・共有

2-1 情報提供

- 住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具
体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、分か
りやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ
等には誰もが感染する可能性のあることを伝え、個人レベルでの感染対策（マスク
着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等）

⁴¹ 特措法第36条

や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

- 住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。

2-2 情報共有

- 関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有をする。

2-3 相談窓口等の継続

- 県内発生を受け、相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

3 予防・まん延防止

3-1 県内での感染拡大防止策

- 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨を要請する。
- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- 国の示す目安に基づき、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

4 予防接種

4-1 予防接種（住民接種）⁴²

- 市は、予防接種の実施に関する情報提供を開始する。
- 市は、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位により接種を開始する。

⁴² 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

- 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、住民を対象に集団的接種を行う。

4-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 市は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5 住民生活及び住民経済の安定の確保

5-1 遺体の火葬・安置

- 国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照。

5-2 住民・事業者への呼びかけ

- 国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照。

5-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

5-3-1 水の安定供給

- 水道事業者である市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

5-3-2 生活関連物資等の価格の安定等⁴³

- 市は、住民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⁴³ 特措法第59条